

呉市浄化槽台帳システム構築業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第49条に浄化槽台帳の作成が規定されており、「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について（通知）令和2年3月5日循環適発第2003519号」において、浄化槽台帳のシステム化整備をすることとされている。

本市においては、浄化槽台帳はExcelで管理しており、システム化に向けた台帳整理を進めているところである。

本業務は、浄化槽の維持管理情報等について、事業者と情報共有できる台帳システムを整備することで、浄化槽管理者に対する適切な指導と浄化槽の適正管理を推進することを目的として実施するものである。

2 業務概要

（1）業務名

呉市浄化槽台帳システム構築業務（以下「本業務」という。）

（2）業務実施場所

広島県呉市青山町5番3号（環境試験センター）

（3）履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（4）業務内容

別添「呉市浄化槽台帳システム構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。

（5）提案上限額

8,772,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※提案上限額を超えた提案はしないこと。

※提案上限金額は本仕様書に記載の仕様を実現するために必要なすべての経費とする。

3 スケジュール

プロポーザル実施要領の公告	令和7年7月11日（金）
質問の受付期限	令和7年7月17日（木）17時まで
質問への回答期限	令和7年7月23日（水）
参加申込書類の提出期限	令和7年7月28日（月）17時まで
提案書等の提出期限	令和7年8月6日（水）17時まで
提案プレゼンテーション実施	令和7年8月18日（月）～22日（金） の間のいずれか1日
優先交渉権者の選定結果通知	令和7年8月29日（金）頃（予定）
※上記スケジュールは変更する場合がある。	

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度又はプライバシーマーク（Pマーク）制度の認証を委託期間中も継続して受けていること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本実施要領の内容に質問がある場合は、質問書（様式1）により、令和7年7月17日（木）17時（必着）までに、電子メールにて「11 本業務に関する問合せ窓口」宛に提出するとともに、着信確認の電話をすること。

なお、メールのタイトルは「質問書（業者名）呉市浄化槽台帳システム構築業務」とすること。

(2) 質問への回答

令和7年7月23日（水）までに、質問に対する回答を電子メールで送信し、ホームページでもその内容を公開する。質問者名等は公表しない。

質問及び回答の内容は、必要に応じて本実施要領及び仕様書の内容に追加してホームページに公開するので必ず確認すること。回答に対する問合せは受け付けない。

質問受付の期限を過ぎた後の質問は、原則として受け付けないが、当プロポーザルに対して重大な影響を与える可能性があるものについては、対応を検討する。

6 参加申込書及び誓約書の提出

令和7年7月28日（月）17時（必着）までに、参加申込書及び誓約書（様式2及び様式3）を「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口に提出すること。提出方法は、持参又は郵送（送受履歴が追跡可能な方法に限る。）とし、持参による受付は、閉庁時を除く9時から17時までとする。なお持参する場合は、事前に電話連絡すること。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出する書類は、次に示す提出書類一覧表のアからキとし、原則としてA4用紙横書きで2穴ファイル等に編冊して、1部は提案者名を記載した正本（同表のア～キ）、10部は提案者名（略称やロゴマーク等を含む）を記載していない副本（同表のイ、ウ、エ）として提出すること。

また、正本と副本のデータをPDFファイルに変換し、CD-R又はDVD-Rにて提出すること。

< 提出書類一覧表 >

	書類名	様式等	正本	副本
ア	提案書送付書	様式 4	○	
イ	提案書	任意書式（頁番号を付すこと） 実施体制と作業スケジュールについて併せて記載すること。	○	○
ウ	事業実績一覧表及び その添付書類	様式 5 本業務と類似の業務受託実績を記載すること。正本には契約書及び仕様書の写しを添付すること。	○	○
エ	見積書及び その添付書類	様式 6 A 4 判で設計内訳金額及び算定根拠を記した資料（任意書式）も併せて添付すること。	○	○
オ	会社概要	任意書式 A 4 判縦 1 枚に会社名、住所、設立年月、代表者名、資本金、職員数等を記載すること。会社のリーフレット等でも可とする。	○	
カ	I S M S 認証取得証明書 又は P マーク取得証明書	項番 4 - (5) に記載のいずれかの証明書の写しを添付すること。	○	
キ	法人税、消費税及び地方消費税についての滞納がないことの証明書	国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3。提出日前 3 か月以内に作成されたもの。写し可。	○	

(2) 提出手続

提出期限 令和 7 年 8 月 6 日（水） 1 7 時（必着）

提出先 「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口

提出方法 持参又は郵送（送受履歴が追跡可能な方法に限る。）

持参による受付は、閉庁時を除く 9 時から 1 7 時までとする。

なお、電話連絡の上、持参すること。

受理通知 提案書等の提出後、提案書等受理通知を送付する。

(3) 提出書類の変更等及び返却

提出書類の変更、修正は認めない。また、提出書類は提案者に返却しない。

8 優先交渉権者の選定方法

(1) 評価方法

呉市浄化槽台帳システム構築業務事業者選定委員会が次の項目による評価を行う。

評価基準は別紙 1 のとおり。

(2) プレゼンテーション

提案書の提出を行った者は、次に示すプレゼンテーションを行う。

実施場所 呉市役所本庁舎会議室（予定）

実施日時 令和7年8月18日（月）～22日（金）の間のいずれか1日
※場所及び時間は、別途通知する。

実施方法 口頭による内容説明（準備5分、発表30分、質疑15分）

そ の 他 ・ 提案書に記載のない新たな提案は認めない。
・ Z o o mを用いたオンラインでの説明も可能とする。
・ パソコンの持ち込み利用は可能とする。
・ プロジェクター及びスクリーンは呉市が準備する。
・ パワーポイント等のプレゼンテーションソフトや、インターネットの利用も可能とするが、必要な機器等は提案者が用意すること。
・ プレゼンテーションに参加できる人数は、4名以内とする。

（3）優先交渉権者の選定

ア 選定委員が採点する各項目の評価点を合計した点数が一番高い提案者を優先交渉権者として選定し、2位の提案者を次点交渉権者とする。

イ 採点の結果、1位の提案者が複数あった場合は、同点の提案者の中から全選定委員の採点で高い順位を多く得た者から、優先交渉権及び次点交渉権者を決定する。なお、同点となった場合は、業務経費の評価点数が高い提案者を優先交渉権者とする。また、2位の提案者が複数あった場合は、同様の方式により、次点交渉権者を決定する。

ウ 各項目の評価点を合計した点数が6割を満たない場合は失格とする。

（4）選定結果の通知

令和7年8月29日（金）頃を目途に提案者へ文書で通知する。同時に、優先交渉権者と次点交渉権者の得点、名称を呉市ホームページで公開する。

9 契約手続等

- （1）呉市は、選定された優先交渉権者を受注候補者として協議し、必要に応じて提案内容の変更・修正を行い、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
- （2）呉市と優先交渉権者において本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなった場合は、次点交渉権者を受注候補者として再度協議を行う。
- （3）受注候補者として決定された場合であっても、虚偽等不誠実な記載が認められる場合又は重大な瑕疵等が判明した場合、決定を取り消すものとする。

10 その他

- （1）本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。
- （2）提案者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施する。
- （3）提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。
- （4）提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- （5）呉市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- （6）提案者が本実施要領の公告日から優先交渉権者の決定日までに、次のいずれかに該当する

場合は、その提案を無効とする。

ア 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

イ 本実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合

(7) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは、呉市環境部環境政策課環境試験センターが、その対応を決定する。

11 本業務に関する問合せ窓口

〒737-0023 呉市青山町5番3号

呉市環境部環境政策課環境試験センター

電話番号：0823-25-3551

E-mail：kansiken@city.kure.lg.jp